特記ESCO事業提案募集要項

（西成区役所ESCO事業）

1. はじめに

本特記ESCO事業提案募集要項は、本事業に特有の事項を記載したものであり、標準ESCO事業提案募集要項と互いに補完し合うものです。応募者は、それぞれの募集要項を熟読のうえ、本事業に応募してください。

1. 事業概要
   1. 事業の名称

西成区役所ESCO事業

* 1. 事業の対象施設

施設名：西成区役所

住　所：大阪市西成区岸里１-５-20

* 1. 事務局連絡先

提案募集（３.の➊～➑）に係る連絡先は、次のとおりとします。

担当窓口：大阪市都市整備局企画部エネルギー管理グループ

住所：〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所６階）

電話：06-6208-9373

電子メール：ka0044@city.osaka.lg.jp

* 1. 契約担当

対象施設のESCO契約（３.の⑨～⑬）に係る担当は、次のとおりとします。

担当窓口：西成区役所総務課

住所：〒557-0041

大阪市西成区岸里１-５-20（西成区役所７階）

電話：06-6659-9683

1. ESCO事業スケジュール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 期　間 | ※ |
| ➊ | 参加表明書及び資格確認書類の受付 | 令和７年９月４日(木) ～ ５日(金) | ア |
| ➋ | 応募者資格確認結果、提案要請書の通知  （提案要請番号の通知） | 令和７年９月18日(木) | イ |
| ➌ | 現場ウォークスルー調査、資料の閲覧 | 令和７年９月24日(水)  ～ 10月３日(金) | ウ |
| ➍ | 募集要項等に対する質問の受付 | 令和７年10月９日(木) ～ 10日(金) | ア |
| ➎ | 質問に対する回答をホームページで公開 | 令和７年11月７日(金) | エ |
| ➏ | 提案書の受付  （参加を辞退する場合の受付） | 令和７年12月１日(月) ～ ２日(火) | ア |
| ➐ | 提案書内容への質問書交付 | 令和８年１月８日(木)頃 | オ |
| 質問書に対する回答書提出期限 | 質問書交付日から概ね７日後 | カ |
| ➑ | 提案内容の説明（プレゼンテーション） | 令和８年２月頃 | ウ |
| ⑨ | 優先及び次点交渉権者の選定結果通知 | 令和８年３月頃 | キ |
| ⑩ | 詳細診断・包括的エネルギー管理計画書の作成 | 令和８年３月頃～令和８年８月頃 | ク |
| ⑪ | ESCO契約の締結 | 令和８年９月頃 | ケ |
| ⑫ | 改修工事等 | 契約締結日 ～ 令和９年３月末 | ケ |
| ⑬ | 省エネルギーサービス | 令和９年４月１日 ～  省エネルギーサービス期間（最長５年） | |

※ア　受付時間9:30～12:00及び13:30～17:00

※イ　交付時間9:30～12:00及び13:30～17:00

※ウ　うち本市が指定する日

※エ　掲載期間は、⑨の属する月の最終開庁日まで

※オ　事務局からメールにて送信

※カ　７日には土曜、日曜、祝日を含まない。持参の場合、受付時間13:30～17:00

※キ　決定次第、契約担当から業務責任者に連絡

※ク　包括的エネルギー管理計画書等、ESCO契約に必要となる文書については、⑪までに本市の法的リスク審査が必要となる場合があります。

※ケ　ESCO契約の締結日及び改修工事等の完了日については、4.3参照

1. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO提案提出書類を作成するものとします。

* 1. 最低省エネルギー率

省エネルギー率（一次エネルギー換算）は、次の条件を満たすものとします。

省エネルギー率5％以上

* 1. 省エネルギーサービス期間

最長５年とします。

* 1. 事業の遂行

「ESCO事業スケジュール」に示す「改修工事等」の期間内に試運転調整を含む改修工事等を完了させ、その翌日から省エネルギーサービスを提供することとします。なお、補助事業として申請することとした場合、契約締結日は採択結果公開日以降とし、交付決定された場合は、補助金の要綱等で示される事業期間内に完了することとします。

* 1. 事業資金計画等

1. 本事業の市の利益総額は、省エネルギーサービス中（最長５年）の市利益総額と、サービス終了後（省エネルギーサービス期間とを合わせて15年間）の年間削減予定額から想定される維持管理費を減じた額の合計としますが、経済性の評価は契約期間中の収支で行います。
2. 本事業費計画の事業収支が正の金額となる必要はありません。
3. ESCOサービス料は、改修工事等に関わる料金（以下、改修工事等経費という）と省エネルギーサービスに関わる料金（以下、省エネルギーサービス料という）に区分され、次の額を支払限度額とします。

令和８年度の改修工事等経費支払限度額（消費税及び地方消費税を含む）

24８,000,000円

令和９年度以降の省エネルギーサービス料支払限度額（消費税及び地方消費税を含む）

2,080,000円／年

1. 提案するESCOサービス料については、地方自治法第214条に基づき債務負担行為を設定し、改修工事等経費は完了後、省エネルギーサービス料は、サービス期間ごと毎年支払うものとします。
   1. 設計・施工に関する事項
2. 次の設備の提案を必須とします。

1) 空調用熱源機器の更新（冷却水ポンプ・冷温水ポンプを含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ガス吸収式冷温水発生機（冷却塔含む） | | |
| 型式 | ΣTBG-250DQ6 | １台 |
| 製作者 | 川重冷熱工業株式会社 |
| 仕様 | 冷却能力826kW、加熱能力691kW |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 空冷ヒートポンプブラインチラー、氷蓄熱ユニット | | |
| 型式 | UZIYD120A6R、THIYD120A6R | １台 |
| 製作者 | ダイキン工業株式会社 |
| 仕様 | 冷却能力366kW、蓄熱容量7,741MJ |

2) 空調用制御機器の動作不良箇所改修

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象機器 | 仕様等 | 実施内容 |
| 空気調和機  ACU-11 | 水平型  SA 13,000m3／h  EA 8,500m3／h | 湿度制御用指示計取替 |
| 空気調和機  ACU-21 | コンパクト型  SA 2,400m3／h | 湿度制御用指示計取替 |
| 空気調和機  ACU-22 | コンパクト型  SA 4,000m3／h | 給気温度制御用デジタル指示計取替 |
| 空気調和機  ACU-23 | 水平型  SA 10,500m3／h | 室内型湿度検出器取替  湿度制御用指示計取替 |
| 空気調和機  ACU-32 | 水平型  SA 9,100m3／h  RA 7,500m3／h | ファンモーター取換  室内湿度指示調節計取替 |
| 空気調和機  ACU-41  排気ファン  FE-401 | 水平型  SA 6,200m3／h  EA 6,140m3／h | 給気ファン用インバータ取替  （型式：FRF520-5.5k）  排気ファン用インバータ取替  （型式：FRF520-2.2k）  排気ダンパーモーター取替  還気制御用指示計取替  給気・還気制御用指示計取替  空調機発停用スイッチ取替 |
| 空気調和機ACU-42  排気ファン  FE-403 | 水平型  SA 10,090m3／h  EA 6,410m3／h | 給気ファン用インバータ取替  （型式：FRF520-5.5k）  排気ファン用インバータ取替  （型式：FRF520-2.2k）  給気制御用指示計取替  ウォーミングアップ用タイマーリレー取替  空調機発停用スイッチ取替 |
| 空気調和機  ACU-51 | 水平型  SA 13,800m3／h  RA 10,800m3／h | 湿度調節用指示計取替  ウォーミングアップ用タイマーリレー取替  外気ダンパーモーターカバー取替 |
| 空気調和機  ACU-61 | 水平型  SA 10,400m3／h  RA 7,300m3／h | 温度調節用指示計取替  湿度調節用指示計取替 |
| 空気調和機  ACU-71 | 水平型  SA 10,800m3／h  RA 7,900m3／h | 室内温度検出器取替  室内湿度検出器取替  湿度制御用指示計取替 |
| 自動制御盤  RCP-1 | 屋上 | 防滴型温湿度検出器（外気用）取替 |

1. 次の設備は提案対象外とします。

1) ８階　西成区社会福祉協議会内

2) 地下１階　岸里駅自転車駐車場内

1. 設備の現状

1) 令和２年度に中央監視設備を更新済みです。

2) パッケージエアコンのうち、地下３階電気室（ACP-B31・B33）及び４階（ACP-41～43）の系統は令和４～５年度に更新済みです。また２階（ACP-21・22・23）及び７階電算機室（ACP-71・72）の系統は、別途更新の予定があります。

3) 照明設備のうち、5.施設概要等(2)に記載のない器具（約1,600台）はLED化済みです。また地下２階区役所駐車場内の器具は、別途LED化の予定があります。

1. 標準ESCO事業提案募集要項11.2.(2)1)の一次エネルギーと二酸化炭素のベース量は下表のとおりとします。様式第11号の1のベース量には、下表の数値を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 一次エネルギーベース量 | 二酸化炭素ベース量 |
| 10,752,747.5 MJ／年 | 516,315.7 kg-CO2／年 |

1. 標準ESCO事業提案募集要項7.5.(1) 1)に関して、電気、ガス及び水道は過去３年度間の使用量の単純平均値を、応募時ベースラインとしてください（ベースラインの数値は5.施設概要等(3)(4)(5)のとおり）。
2. エネルギーに関する換算値

標準ESCO事業提案募集要項11.2.(3)1)に記載の、エネルギー計算における換算値は、下表のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| エネルギー種別 | 一次エネルギー換算係数 | CO2排出係数 |
| 電気 | ８.64 MJ／kWh ※１ | 0.419 kg-CO2／kWh ※２ |
| ガス（13A） | 45.0 MJ／m3　※３ | 2.09 kg-CO2／m3　※3 |

※１：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）（令和５年４月１日改正）第４条第３項

※２：電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）（令和７年３月18日公表）

　　　関西電力(株)基礎排出係数の値

※３：大阪ガス(株)の公表値（令和７年７月１日現在）

1. 省エネルギーサービス期間中の留意事項

施設利用者や職員業務に支障を及ぼすおそれがある場所で作業を行う際は、当該場所付近の安全を確保したうえで実施してください。

1. 施設の形態

岸里駅自転車駐車場は本市指定管理者により管理されています。その他の部分は本市により管理されています。

1. 電気主任技術者

電気主任技術者は本市職員から選任されています。

* 1. 改修仕様書

1. ESCO設備への更新について

事業者は既設機器を更新するにあたり、その目的や機能等が同等以上であれば、システム全体の見直し、新技術の導入など、応募者のノウハウを活かした独自の提案を行うことができます。

1. 設計の条件

設計提案にあたっては、以下の点を条件とします。

1. 一般事項
2. 施設の運営に支障がないようにしてください。また、施設職員・利用者の使い勝手を考慮した改修としてください。
3. ESCO設備の設置場所は、建築構造に影響がないよう選定してください。
4. アスベスト含有の可能性のある建材の撤去等を行う場合は、含有の有無を確認のうえ、関係法令等を順守し対処してください。なお、有りの場合は、事前に本市と協議を要することとします。
5. 照明設備については、「(4)照明器具」に記載のとおりとします。
6. 熱源・空調設備
7. 熱源機器の更新または空調システムの変更に際しては、各室用途・利用実態に対応した高効率なシステムを導入してください。
8. 更新機器の運転制御及び状態監視については、下記①または②の手法のいずれかの提案を行ってください。

①ESCO設備専用の制御装置を新設する。

②既設中央監視設備（令和２年度改修済み）に接続する。

1. その他
2. 給湯室・厨房等のガス設備（空調を除く）に関する提案は、ガス設備を継続使用することとします。
3. 電気・ガス・水道は、本施設・複合施設（西成区社会福祉協議会・岸里駅自転車駐車場）あわせて一つの需給契約となっています。
4. 施工上の条件

施工にあたっては、以下の点を条件とします。

1. 施工による空調停止期間は、施設運営上影響の少ない時期とするよう調整を行い、停止日数など詳細は本市担当者と協議のうえ決定してください。
2. 工事で使用する電線類については、エコマテリアル電線やエコマテリアルケーブルを使用するものとします。
3. 屋外で使用する機器、材料類は耐食性のあるものを使用してください。
4. ESCO改修工事及び試運転調整に要する電気、ガス、水は本市より無償で支給します。
5. 施工可能時間帯は、5.施設概要等 (1)のとおりとします。機械室内や屋上は特に制限はありません。施工日は、大きな行事（イベント）開催日は施工不可とする場合があります。詳細は本市職員（指定管理者を含む）と打ち合わせのうえ決定するものとします。
6. 館内エレベータの使用については使用時間帯等を指定することがあります。
7. 機器搬出入に伴うレッカー作業時間等は、本市職員（指定管理者を含む）と打ち合わせのうえ決定するものとします。
8. 停電を伴う作業は閉庁日の昼間に限ります。詳細は本市職員（指定管理者を含む）と打ち合わせのうえ決定するものとします。
9. 本施設にPCB含有の設備機器はありませんが、万一撤去物に含有の疑いがある機器が含まれていた場合は、関係法令等を順守し適切に処置したうえで、施設へ引き渡してください。
10. 屋上熱源機置場及び屋上パッケージエアコン室外機置場などにある防音パネル等について、施工上支障となる場合は、一時撤去し、施工後に現状復帰するものとします。
11. 現状の機器及び配管等が不要になった場合は撤去し、撤去した結果、既存の仕上げと著しく異なる部分が露出する場合は、周辺仕上げと同程度に仕上げを行ってください。ただし、撤去のために天井・壁・床等の撤去復旧が必要となる場合や、埋設・隠蔽配管は、存置可とします。
12. 本事業で設置したESCO設備には、判別できる表示をしてください。
13. 照明設備
14. 基本条件
15. 蛍光灯をLED化する箇所の光色は、昼白色を標準とします。
16. 既存の自動調光センサーは使用しないものとします（既存センサーを更新する場合は除く）。舞台等演出用照明の調光制御は使用するものとします。
17. 人感センサー・スケジュール制御等による点灯・消灯機能は、既存に準じたものとしてください。
18. 既存照明器具がグレア抑制仕様の場合、更新器具もグレア抑制仕様としてください。
19. 改修対象設備について
20. 既設照明設備改修は照明器具更新にて行ってください。提案する照明器具については (一社)公共建築協会の評価を受けた実績のある製造者の製品または、(一社)日本照明工業会規格JIL5004の器具分類（ベースライト、ダウンライト等）に登録がある製造者の製品とします。
21. 更新に際しては、更新前（間引き減灯反映後）の平均照度を確保するとともに、JIS Z 9110の推奨照度範囲を超えないよう配慮することとし、その目的や機能等が同等以上であれば、配置・システム設定の見直しを含め、応募者のノウハウを活かした独自の提案を行うことができます。
22. もし照明器具更新によりがたい箇所がある場合は、その理由を記載してください。照明器具更新によりがたい箇所で既設直管形蛍光灯器具のランプを直管形LEDランプに改修する提案であれば、下記「4)直管形蛍光灯ランプの改修仕様」の内容を満たしてください。
23. 器具更新・ランプ改修共に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」に基づいて行ってください。ただし、既設誘導灯・非常用照明器具の改修については、消防法・建築基準法に適合したものとします。
24. 非常灯内蔵又は兼用の既設照明器具を更新する場合、非常灯・非常用照明器具の電源仕様（電源内蔵又は別置型など）は既設照明器具に合わせてください。また施工条件により非常灯が設置できない箇所については、一般用照明器具と非常用照明器具をそれぞれ設置してください。
25. 既設回路に対して接続台数が制限される場合や、突入電流が許容電流値を超える場合は、既設回路を改修してください。
26. 照度計算について

LED照明器具更新又はLED改修後の照度分布をDIALux等の計算ソフトにて計算し照度計算書として提出してください。また、照明器具更新前又はランプ改修前の照度分布も併せて提出してください。

計算条件、及び照度計算書に記載する項目については下記に示すとおりとします。

1. 計算条件

次の条件に従い照度計算を行ってください。ただし次の条件によりがたい場合、作成は任意とします。

* 更新対象LED照明器具及び改修LEDランプのみを点灯し、その他の器具は消灯した状態にて計算を行ってください。
* 部屋の高さ（天井高）は、現地で確認してください。
* 保守率については、改修前0.70、改修後1.0とします。
* 反射率については、床20％、天井70％、壁50％とします。
* 各エリア内の照度は均斉度（最小照度／平均照度）を考慮してください。執務室においては0.6以上を推奨します。

1. 照度計算書記載項目

提出する照度計算書は、執務室を中心とした改修対象範囲の半数程度について、下記に示す項目を記載してください。

* 照度分布
* 計算面高さにおける平均照度、最小照度、及び最大照度
* 使用する更新LED照明器具及び改修LEDランプの品名もしくは品番
* 計算上の器具取付け高さ
* 計算上の点灯台数（数値記載もしくは計算書から数え上げられること）
* 保守率
* 床、天井、及び壁の反射率

1. 直管形蛍光灯ランプの改修仕様
2. 基本的仕様
3. 既設器具改造による直管形LEDランプ改修は、GX16t-5口金直管LEDランプ（JEL801、JIS C 8159-1・C 8159-2 準拠）又はG13口金直管LEDランプ（JLMA301及び「ガイド301」準拠）によるものとします。
4. 直管形LEDランプの改修箇所には、従来の蛍光ランプ、他の直管形LEDランプの使用可否及び口金の給電方向（G13のみ）の表示を行ってください。
5. 改修内容に関して
6. 直管形LEDランプに改修の際、既設直管形蛍光灯器具本体の配線及び安定器は、直管形LEDランプ設置のため切り離しを行ってください。また、既設器具内配線は再利用せず、安定器は撤去してください。
7. 直管形LEDランプには落下防止策を施してください。また、既設器具に防水措置が施されている設置箇所には既設に準じた措置を施してください。
8. 有効な生産物賠償責任保険（PL保険）証券の写しを提出可能な場合は提出してください。
9. 施工及び計測・検証方法に当たっての注意点（補足事項）

本事業で設置したLED照明には、判別できる表示をしてください。

改修した照明器具の省エネルギー効果の計測・検証方法については、IPMVP（International Performance Measurement and Verification Protocol 国際性能計測・検証議定書）や(財)省エネルギーセンターのガイドライン、国土交通省のマニュアル等で示されている、「オプションＡ」（別紙－１「計測・検証方法の設定（官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアル抜粋）」を参照のこと）による簡易的手法を採用してください。

4.7. 受変電設備の維持管理

本事業で受変電設備を改修する場合、設置された機器の電気事業法に基づく点検は、

省エネルギーサービス期間開始以降、本市が（別途発注の電気工作物保守点検業務に

より）実施します。本事業契約期間中の点検で当該機器の不具合が発見された場合は、

ESCO 事業者が維持管理計画に基づく対応を行うものとします。

契約期間中の責任分担等の詳細については、詳細診断時に本市電気主任技術者と協議

のうえ、包括的エネルギー管理計画書に記載してください。

4.8. 提案書作成時の採用単価

削減予定額の計算は、以下に示す計算方法により行ってください。すべて、消費税等相当額を含みます。なお、電気及びガスについては、応募者が提案する改修内容を考慮した関西電力または大阪ガスの令和７年４月1日時点の約款に基づく計算方法により行うことも可とします。なお、増加する場合も同様の考え方となります（「削減」を「増加」と置き換えてください）。

　(1) 電気

参考：関西電力【高圧電力AS相当】

　　　　　　　基本料金 ： 1,911.80円／kW

　　　　　　　夏　　季 ： 18.07円／kWh

　　　　　　　その他季 ： 17.00円／kWh

（注）燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとします。

削減額計算方法：

　　　　　　　１か月の削減基本料金＝削減デマンド×1,911.80×0.92（力率割引）

[契約電力480kW、力率93%（令和７年３月分実績）]

　　　　　　　削減電力量料金　夏季　　 ：削減量×18.07円／kWh

　　　　　　　削減電力量料金　その他季 ：削減量×17.00円／kWh

　(2) ガス

参考：大阪ガス【小型空調契約 個別約款　2023年2月1日時点】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １か月の使用量（m3） | 基本料金  （円/月） | 基準単位料金（円/m3） | |
| 夏季 | 冬季 |
| 料金表A | 0 m3から　　 50 m3まで | 825.00 | 105.29 | 131.35 |
| 料金表B | 50 m3を超え　　200 m3まで | 1,320.00 | 95.39 | 121.45 |
| 料金表C | 200 m3を超え　1,000 m3まで | 2,754.07 | 88.22 | 114.28 |
| 料金表D | 1,000 m3を超え　3,000 m3まで | 6,003.14 | 84.97 | 111.03 |
| 料金表E | 3,000 m3を超える | 10,922.59 | 83.33 | 109.39 |

（夏季：4～11月、冬季：12～3月）

参考：大阪ガス【一般料金契約　個別約款　2022年11月1日時点】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | １か月の使用量  （m3） | 基本料金  （円） | 基準単位料金  （円／m3） |
| 料金表A | 0 m3から　　20 m3まで | 759.00 | 174.81 |
| 料金表B | 20 m3を超え　　50 m3まで | 1,364.81 | 144.52 |
| 料金表C | 50 m3を超え　100 m3まで | 1,635.74 | 139.10 |
| 料金表D | 100 m3を超え　200 m3まで | 2,074.72 | 134.71 |
| 料金表E | 200 m3を超え　350 m3まで | 3,506.75 | 127.55 |
| 料金表F | 350 m3を超え　500 m3まで | 3,834.72 | 126.62 |
| 料金表G | 500 m3を超え1000 m3まで | 6,981.94 | 120.32 |
| 料金表H | 1000 m3を超える | 7,307.87 | 120.00 |

削減額計算方法：

１か月のガス料金＝基本料金＋（基準単位料金×１か月の使用量）

（１か月の使用量により、上表の料金表を適用します。）

削減ガス料金＝削減前のガス料金－削減後のガス料金

（注）調整単位料金は考慮しないものとします。

　(3) 上水及び下水

参考：大阪市水道局【一般用】

水道料金計算式（１か月につき）（令和元年11月1日から）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用水量 | 単価 | 計　算　式 |
| 1 m3 ～ 10 m3 | 10円 | (10円×水量＋850円)×1.10 |
| 11 m3 ～ 20 m3 | 97円 | (97円×水量－20円)×1.10 |
| 21 m3 ～ 30 m3 | 124円 | (124円×水量－560円)×1.10 |
| 31 m3 ～ 50 m3 | 168円 | (168円×水量－1,880円)×1.10 |
| 51 m3 ～ 100 m3 | 230円 | (230円×水量－4,980円)×1.10 |
| 101 m3 ～ 200 m3 | 293円 | (293円×水量－11,280円)×1.10 |
| 201 m3 ～ 1,000 m3 | 342円 | (342円×水量－21,080円)×1.10 |
| 1,001 m3 以上 | 358円 | (358円×水量－37,080円)×1.10 |

下水道使用料計算式（１か月につき）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用水量 | 単価 | 計　算　式 |
| 10 m3 まで | 550円×1.10 | |
| 11 m3 ～ 20 m3 | 61円 | (61円×水量－60円)×1.10 |
| 21 m3 ～ 30 m3 | 83円 | (83円×水量－500円)×1.10 |
| 31 m3 ～ 50 m3 | 103円 | (103円×水量－1,100円)×1.10 |
| 51 m3 ～ 100 m3 | 119円 | (119円×水量－1,900円)×1.10 |
| 101 m3 ～ 200 m3 | 136円 | (136円×水量－3,600円)×1.10 |
| 201 m3 ～ 500 m3 | 159円 | (159円×水量－8,200円)×1.10 |
| 501 m3 ～ 1,000 m3 | 180円 | (180円×水量－18,700円)×1.10 |
| 1,001 m3 ～ 5,000 m3 | 215円 | (215円×水量－53,700円)×1.10 |
| 5,001 m3 以上 | 234円 | (234円×水量－148,700円)×1.10 |

　　　削減額計算方法：

　　　　　１か月の料金＝水道料金＋下水道使用料

　　　　　　　（上記の表にあてはめて算出してください）

　　　　　削減水道料金・下水道使用料＝削減前の料金－削減後の料金

1. 施設概要等

　(1)　施設概要　　　（P.11）

　(2)　設備稼働状況　（P.12）

　(3)　電気使用実績　（P.15）

　(4)　ガス使用実績　（P.16）

　(5)　水使用実績　　（P.17）